

このたび、9月17日に第6回の研究会議が開催されたので、その概要について紹介する。

第6回の研究会議では、「センター業務に関する事項」を議題とした。

① センターの行う研修

センターの行う研修に関していただいた主なご意見は、以下のとおり。

- センター職員は、院内調査の実施を支援するために多岐にわたる相談を受けることが想定されるので、そうした制度全般にわたる能力を身に着けるための研修が必要ではないか。
- 医療機関向けの研修は、医療安全講習会のようなものは各団体でもやっており、センターでは他の団体ができない研修に特化してはどうか。
- 支援団体の職員向けの研修も必要ではないか。
- 各団体の研修が標準化することが必要であり、その基準作りもセンターの役割になるのではないか。
- ヒューマンエラーの観点だけではなく、医薬品や医療機器などの物に起因する部分から見る専門家も育成すべきでないか。
- 医療事故調査に必要なものは論理性と科学性・専門性。事故調査の専門家を養成する必要があるのではないか。
- 短期、長期で人材養成を考えてはどうか。
- これから必要となる人材の数などについて、見込みが必要。

② センターの行う普及啓発

センターの行う普及啓発に関していただいた主なご意見は、以下のとおり。

- 定期的に繰り返し注意喚起することが必要。
- 医薬品の名称や表示の変更などの対策は重要であり、センターで得られた知見をメーカーに対する要請に活かせるようにしてはどうか。
- 普及啓発はいかに現場の医療者に届くかが重要。再発防止策がどのくらい普及しているのかといった調査や評価が必要。
- 今後の医療を考えると、普及啓発の対象は国民全体になるのではないか。

いただいたご意見を踏まえ、研究代表者として以下のとおり発言した。

- 研修については、各団体の役割分担が必要ではないか。
- 研修対象者については、医療機関向け、センター職員向けなどにグルーピングし、どのように研修していくかということ、研修内容の標準化が必要ではないかということ、医療事故調査数がどのくらいになりどの位の養成が必要かと言うこと、どのような専門家が 필요한のかということが課題
- 普及啓発については、現場にどこまで行き渡っているか、どの程度まで周知されているかが重要で、それを把握するための調査、評価も必要ではないか。また、普及啓発の対象をどこまでにするかということも課題。

本日の会議は以上。次回会議は、10月1日14時から行う予定。